

# 指定作業場届出の手引き



荒川区

環境清掃部 環境課

# 目 次

## 指定作業場に関する手続き

1	指定作業場を新たに設置する場合のお手続き	1
2	すでに設置している指定作業場を変更する場合のお手続き	1
3	お手続きの流れ	2
4	届出に必要な書類等	2
5	指定作業場に関するその他のお手続きについて	3
6	他の関係法令に関するお手続きについて	4

## 届出書等の作成について

7	届出書等の記載例	5
8	図面例	10
9	作成例	13
10	各種届出書の記載例	14

## 資料編

11	環境確保条例に基づく指定作業場に該当する作業場（条例別表第2）	15
12	環境確保条例に基づく有害ガス（条例別表第3）	17
13	環境確保条例に基づく有害物質（条例別表第4）	18
14	指定作業場に係る規制基準（条例別表第7）	19
15	騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設	20

## 指定作業場に関する手続き

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」では、工場には該当しないが、騒音・振動・悪臭などの公害が発生するおそれのある事業場（自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設など）を指定作業場と定めており、設置者には各種届出、報告、基準の遵守等が義務付けられています。

事業者のみなさまには条例の趣旨をご理解いただき、公害防止対策へのご協力をお願いいたします。



## 1 指定作業場を新たに設置する場合のお手続き

新たに指定作業場を設置する場合は、設置計画の確定後、早い段階での届出をお願いします。  
(指定作業場に該当する事業場については、P.15 の条例別表第 2 をご参照ください。)  
届出は、所定の用紙に記入し、図面等を添付して環境課にご提出ください。  
お手続きの詳細は、下記のとおりです。

### (1) 届 出

指定作業場の設置に関する工事に着手する 30 日前までに、指定作業場設置届出書を環境課にご提出ください。

### (2) 受 理

環境課では、提出書類をお預かりし、記載内容から指定作業場設置計画における公害防止等について問題がないかを確認いたします。後日、受理書を交付いたします。

### (3) 計画変更命令

計画内容に公害防止上の問題があった場合は、届出書を受理した日から 30 日以内に、荒川区から計画の変更などを命令することがあります。

### (4) 実施の制限

届出者(事業者)は、指定作業場設置届出書が受理された日から 30 日を経過した後でなければ設置することはできません。

### (5) 設置工事

設置工事にあたっては、届出書の内容を十分に確認し、実施してください。

## 2 すでに設置している指定作業場を変更する場合のお手続き

すでに設置している指定作業場で、次の事項を変更する場合は、変更に着手する 30 日前までに指定作業場変更届出書を環境課にご提出ください。

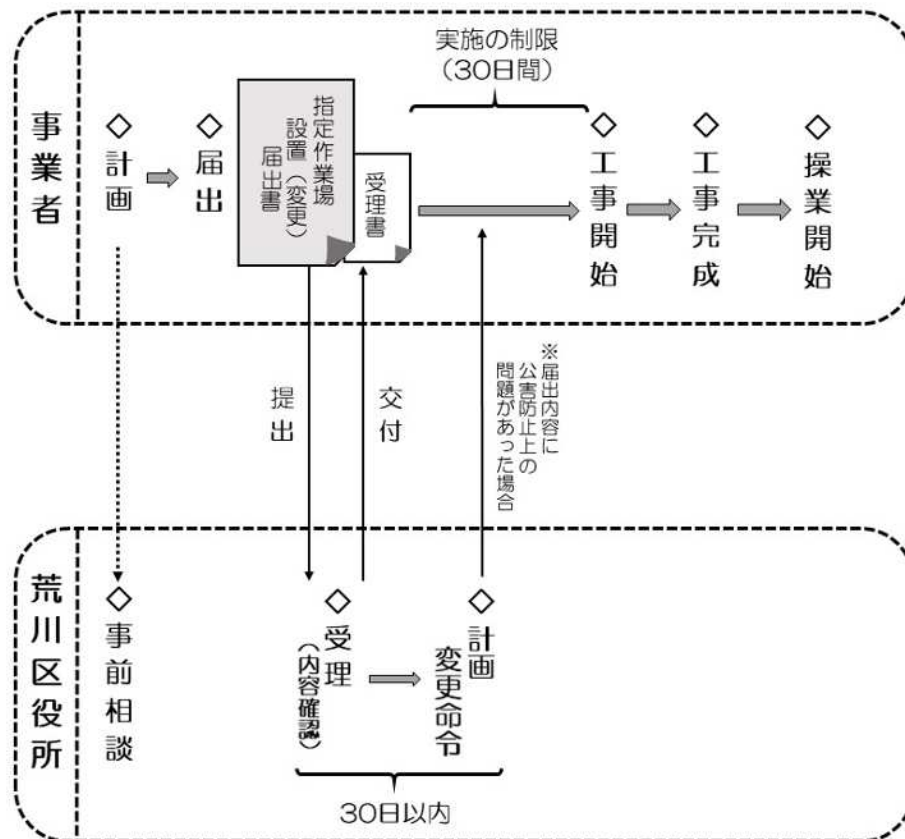
指定作業場の種類及び作業の方法  
建物・施設の構造または配置  
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭の防止の方法

なお、変更内容が軽微なものについては届出が不要な場合もございますので、事前に環境課にご相談ください。

お手続きの内容は指定作業場設置の届出と同様です。

### 3 お手続きの流れ

指定作業場設置（変更）届出から操業開始までの流れは、下記のとおりです。



### 4 届出に必要な書類等 (正副2部ずつご提出ください。)

指定作業場設置（変更）届出書（規則第16号様式その1、その2）及び別紙1～12  
別紙1～12は事業内容によって必要な書類が異なります。

付近案内図及び近隣建物の用途・配置・道路の状況等がわかる図面

図面には指定作業場の敷地境界から50mの位置に色ペン等で線を引いてください。

市販の住宅地図等を使用する際は、著作権者の承諾を得たもののコピーを添付してください。

建物の配置図及び給排水系統図

敷地内の建物の配置がわかる図面や、求積図等の敷地面積が正確にわかる図面の添付をお願いします。

建物の構造図、平面図、立面図等

指定作業場内に設置された機械設備の配置がわかる図面の添付をお願いします。

建物（作業場部分）の矩計図<sup>かなばかりず</sup>及び基礎図

作業場部分（特に機械設置場所）における壁や基礎の材質・構造がわかる図面の添付をお願いします。

その他（提出の指示があったもの）

届出書、添付書類については、P.5～の記載例を参考にご作成ください。

## 5 指定作業場に関するその他のお手続きについて

指定作業場設置者は、下記の事項が発生した場合には、速やかにお手続きをお願いします。

届出自由	届出等の種類	届出期限
次に掲げる事項を変更したとき 1 設置者の氏名や住所 (法人の場合は、名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地) 2 指定作業場の名称や住居表示	指定作業場 氏名等変更届出書	変更後 30日以内
指定作業場を譲受け、借受け、相続、 合併したとき	指定作業場承継届出書	承継後 30日以内
指定作業場を廃止したとき	指定作業場廃止届出書	廃止後 30日以内
有害物質を取り扱った指定作業場を 廃止したとき、または指定作業場の 主要な部分を除却するとき	土壌汚染状況調査報告書等	廃止後120日以内 または 除却する日の30日前まで
指定作業場で事故を発生させたとき	指定作業場事故届出書	直ちに
適正管理化学物質を 年間100kg以上取り扱ったとき	適正管理化学物質の 使用量等報告書	年1回 (前年度分を6月末までに)
地下水を汲み上げたとき	地下水揚水量報告書	年1回

お手続きについて、ご不明点があれば  
環境課までご相談ください！



## 6 他の関係法令に関する手続きについて

設置される指定作業場が、環境確保条例以外の法令の規制対象になっている場合は、それぞれの法令に基づく手続きが必要になりますので、ご注意ください。

法令	規制対象の例	届出先・お問合わせ先
騒音規制法	印刷機、コンプレッサー、 プレス機、送風機など	荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係 03-3802-3111 (内線 485)
振動規制法		
大気汚染防止法	ボイラー、焼却炉など	東京都 環境局 環境改善部 大気保全課 03-5388-3492、3493
ダイオキシン類対策 特別措置法		
下水道法	特定施設、除害施設など	東京都 下水道局 施設管理部 排水設備課 03-5320-6585
水質汚濁防止法	有害物質貯蔵指定施設など	東京都 環境局 自然環境部 水環境課 03-5388-3494
P R T R 法	化学物質の排出、移動量報告など	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 03-5388-3503
建築基準法・ 荒川区特別工業地区 建築条例	用途地域による建築制限等	荒川区 防災都市づくり部 建築指導課 03-3802-3111 内線 2842



7 届出書等の記載例

その1 記載例

第16号様式(第41条関係) その1

指定作業場 **設置** **変更** 届出書 ②

令和〇年 〇月 〇日

荒川区長 殿

④ 住所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号

氏名 三河島ガススタンド株式会社  
代表取締役 荒川 太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

⑤ 第89条 第89条 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

⑥ 既設置番号等	設置番号・年月日	第 号 年 月 日								
	変更事由	1	指定作業場の種類	2	作業の方法	3	建物・施設の構造又は配置	4	ばい煙等の防止の方法	
指定作業場の名称	三河島ガススタンド株式会社 荒川給油所									
⑧ 指定作業場の所在地	東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号									
⑨ 指定作業場の種類	ガソリンスタンド			⑩ 病院にあつては、病床数			床			
地域等	用途地域				水域					
	準工業地域				一般水域B					
自動車の出入口が接する道路の幅員	10.0m		50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置			△別紙(※※)のとおり				
作業時間	7時から 21時まで(14時間)									
工事着工予定	令和〇年〇月〇日			工事完成予定			令和〇年〇月〇日			
従業員数(常用雇用者数)	10人(20人)			廃止予定			年 月 日			
連絡先	所 属 総務部 総務課									
	氏名 荒川 次郎			電話番号 03 (××××) 〇〇〇〇						
ファクシミリ番号 03 (××××) 〇〇〇〇										
電子メールアドレス 〇〇〇@××.co.jp										
※受付欄										

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。  
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。  
3 変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること(添付する別紙についても同じ。)  
4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。  
5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。  
6 「診療所」は、患者を入院させるための施設を有するものに限る。

(日本産業規格A列4番)



**設置・変更** 該当しないものに二重線を引く。

**届出年月日** 書類の提出日を記入する。

**あて先** 「荒川区長」あてとする。

**住所・氏名**

(法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者役職 + 代表者氏名

(個人の場合) 届出者の住所、氏名

⑤ **第89条(設置)・第90条(変更)** 該当しないものに二重線を引く。

⑥ **既設置番号等** 指定作業場変更届出時のみ記入

**設置番号・年月日** 指定作業場設置届出の際の設置番号、届出年月日

**変更自由** 該当するものを で囲む。

⑦ **指定作業場の名称** 届出を行う指定作業場の名称

⑧ **指定作業場の所在地** 住居表示番号を記入する。

建物を新築する場合は、判明している部分までで申請し、  
住居表示番号を取得した時点で、環境課に氏名等変更届出書を  
届け出る。(指定作業場所在地の変更)

⑨ **指定作業場の種類** 条例別表第2(P.15)に掲げる指定作業場のうち、  
該当するものを記入する。

⑩ **病院にあっては病床数** 事業場が病院にあたる場合は、その病床数を記入する。

**地域等** 都市計画法で定められている用途地域を記入する。

水域は、「一般水域B」と記入する。

**自動車の出入口が接する道路の幅員** 事業場の自動車出入口と接する道路の幅員を記入。

50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・

**幼保連携型認定こども園の所在位置**

学校・保育所・病院・有床診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型  
認定こども園の名称が確認できる図面を添付し、別紙番号を記入する。

別紙図面の作成については、図面例をご参照ください。

**作業時間** 指定作業場における通常の作業時間を記入する。

**工事着工予定・完成予定** 届出時における予定年月日を記入する。

**従業員数・常用雇用者数**

(従業員数) 当該指定作業場に従事する職員の総数。(事務員、社外工も含む。)

(常用雇用者数) 全事業所における職員の総数。(事務員、社外工も含む。)

**連絡先** 各種届出の際に書類作成を担当し、荒川区との連絡窓口となる部課及び  
担当者名を記入する。

**受付欄** 荒川区が使用する欄なので、空欄で提出する。

その2

① 敷地・建築物の状況	建物・施設の配置	△別紙(※※)のとおり			
	敷地面積(m <sup>2</sup> )	500.25m <sup>2</sup>			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	キャノピー棟	事務所棟	洗車棟
		用途	ガソリンの給油	事務所	洗車作業
		階数	地上1階	地上2階	地上1階
		構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	木造
		建築面積(m <sup>2</sup> )	120.00m <sup>2</sup>	100.00m <sup>2</sup>	100.00m <sup>2</sup>
作業場面積(m <sup>2</sup> )		120.00m <sup>2</sup>	—	100.00m <sup>2</sup>	
② 主たる施設的能力等	種類	ガソリン計量機	洗車機	マットクリーナー	
	公称能力				
	動力(kW)	0.5	0.75	0.25	
	台数	1	1	1	
	別紙番号	別紙※※	別紙※※	別紙※※	
	構造・使用の方法	△別紙(※※)のとおり			
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質	鉛化合物、ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン				
④ 作業の方法	タンクローリー車により地下貯蔵槽にガソリンを貯蔵(ハイオク・レギュラー・軽油)。キャノピー棟内の給油スペースにて、利用者の車にガソリンを給油。洗車棟内の洗車スペースにて、機械式洗車の後、手作業で拭上げ。(マットクリーナーはセルフ利用)				
⑤ 公害防止の方法	<p>(騒音対策) 洗車機を使用する際は、洗車棟の開口部を閉鎖する。</p> <p>(振動対策) 作業車の搬出入を丁寧に進行。</p> <p>(悪臭・有害ガス対策) ベーパー回収装置により、ガソリン給油時に発生するガソリンベーパーを回収する。</p> <p>(有害物質対策) 地下浸透防止構造を施した貯蔵槽にてガソリンを貯蔵。</p>				

備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。

2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

**敷地・建物の状況**

**敷地面積** 敷地の総面積を記入する。変更届の場合は、変更前の敷地面積も記入する。

**建物・施設の配置** 別添として図面を添付し、別紙番号を記入する。

**作業場の棟別構造・面積** 棟ごとに構造と面積を記入する。(書ききれない場合は、別紙を作成し、必要に応じて添付する。)

**主たる施設の能力等** 機械設備を設置する場合は、種類ごとに能力と台数を記入する。(書ききれない場合は、別紙を作成し、必要に応じて添付する) また、別添の指定作業場の平面図に、機械ごとに番号を付けて、各設備の配置を示してください。

**構造・使用の方法** 別添として資料を添付し、別紙番号を記入する。

**事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質** 条例別表第3の有害ガス、別表第4の有害物質 (P.17～)のうち、取り扱っているものを記入する。

**作業の方法** 事業場での作業の一連の流れを記入する。  
工程が複雑な場合は、別添資料の添付をお願いします。

- ⑤ **公害防止の方法** 騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の方法を記載する。  
一時的な作業等に伴って発生する恐れのある公害についての対策も記入する。

別紙2

ガソリンスタンドなど

自動車 車 駐 車 場  
自動車 ターミナル  
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド  
自動車 洗車場

収容台数・停留台数・同時給油台数・洗車台数	総数	同時給油台数 4台	大型車		
			中型車		
			小型車		
一日の出入台数	80台				
貨物の種類					
洗浄機の型式	〇〇製洗浄機〇〇式	原動機の定格出力	0.75kW		
貯蔵タンクの基数	3台 (ハイオク、レギュラー、軽油 各1基)	貯蔵総量(単位)	6 (L・t・m <sup>3</sup> )		
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等(単位)	炭化水素系物質の排出防止設備の有無	設備の種類		
レギュラーガソリン	2 (k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	
ハイオクガソリン	2 (k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	
軽油	2 (k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	
	(k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	
	(k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	
	(k&t・m <sup>3</sup> )	有・無	1	ペーパーリターン 2 その他( )	

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

別添図面により示す。

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。  
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。  
3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

別紙7

洗濯施設

めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場

施設の種別・名称・型式・構造・主要寸法(m)	洗濯乾燥機	ドライ機		
1日の使用時間・1月の使用日数	8時～18時 25日/月	8時～18時 25日/月		
季節変動	夏季2割増	なし		
原材料の種類・1日の使用量・使用方法	衣類用洗剤 1kg/日	テトラクロロエチレン		
排水量(m <sup>3</sup> /日)	1.0 m <sup>3</sup> /日	0.02 m <sup>3</sup> /日		
汚水	水素イオン濃度(pH)	処理前	〇〇	〇〇
		処理後	〇〇	〇〇
水の	生物化学的酸素要求量(mg/日)	処理前	〇〇	〇〇
		処理後	〇〇	〇〇
質	浮遊物質(mg/日)	処理前	〇〇	〇〇
		処理後	〇〇	〇〇
汚水処理施設	種別	〇〇	〇〇	
	能力	〇〇 m <sup>3</sup> /日	〇〇 m <sup>3</sup> /日	
処理方法	△別紙( )のとおり			
発生量	〇〇			
処分方法	業者による回収処理			

備考 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、本別紙第7-4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別紙 4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに基準含有量及び検出量のうち、当該指定作業場から排出されるもの全てを記入すること。また、( )には、単位を記入すること。

別紙9

ボイラーを有する事業場など

暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関又は焼却炉を有する事業場

施設番号	1			
種別・名称・型式	産業ボイラー			
設置年月日	令和〇年〇月〇日			
更新予定年月日	令和〇年〇月〇日			
使用開始(予定)年月日	令和〇年〇月〇日			
構造				
現在熱面積又は火床面積(m <sup>2</sup> )	9.6 m <sup>2</sup>			
燃料の燃焼能力(kWh/h)	12.0 kWh/h			
焼却能力(kg/h)				
使用状況	1日の使用時間	9時～17時	時～時	時～時
	1月の使用日数	20日/月	日/月	日/月
季節変動	なし			
燃費	灯油			
灰分・いおう分(%)	灰分 0.01% いおう分 0.002%			
燃料	1日の使用量	16 t		
廃棄物の種類・量(t/日)	燃灰、三元触媒脱硝装置			
ばい煙の処理の方法				
総排出物の量(m <sup>3</sup> /h)・温度(℃)				
総排出物中の酸素濃度(%)	13%			
ばいじん	ばいじんの濃度(g/m <sup>3</sup> )	処理前	0.01	
		処理後(効率%)	0.01	
ばいじん	ばいじんの濃度(g/m <sup>3</sup> )	処理前	1.0	
		処理後(効率%)	1.0	
ばいじん	ばいじんの濃度(mg/m <sup>3</sup> )	処理前	1250 (酸素濃度13%換算値)	
		処理後(効率%)	110 (酸素濃度13%換算値)	
	ばいじんの濃度(mg/m <sup>3</sup> )	処理前	1100 (酸素濃度13%換算値)	
		処理後(効率%)	110 (酸素濃度13%換算値)	

煙突・高さ(m) 7m  
排気塔 出口径(m) 0.15m  
排出速度(m/s)

敷地内建物又は室内施設の配置図

別添図面により示す。

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。  
2 「灰分・いおう分(%)」の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。  
3 「ばい煙濃度」は、乾きガス中の濃度とする。

その他の業種の場合は、それぞれ該当する別紙を使用して記載する。

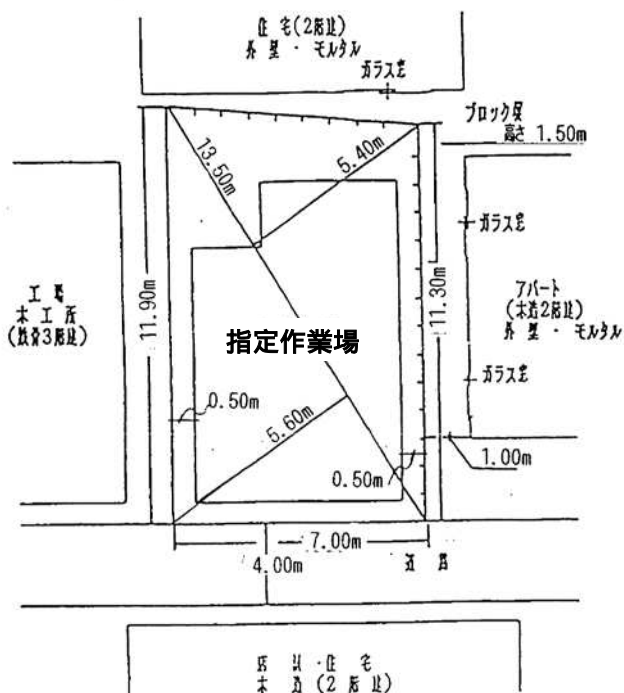
## 8 図面例

### 案内図



- ・指定作業場の敷地境界から50mの位置に色ペン等で線を引いてください。
- ・50m以内の学校・保育所・病院・有床診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園について記入してください。
- ・隣地、近隣における建物の用途・構造・道路の状況等が確認できる図面を添付してください。

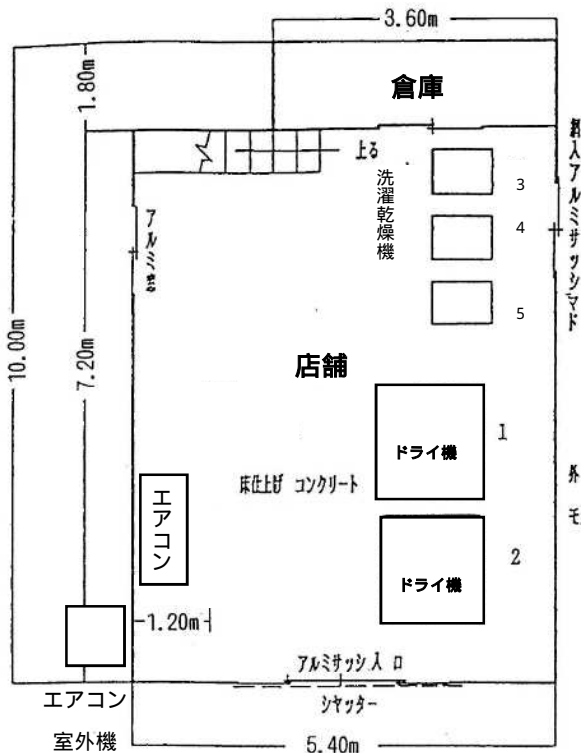
### 敷地配置図・求積図



- ・建屋が複数ある場合は、棟ごとに番号を付けて、その番号を16号様式その2に記入してください。

敷地面積 74.25㎡  
 $13.50 \times 5.40 = 72.90 \text{ m}^2$   
 $13.50 \times 5.60 = 75.60 \text{ m}^2$   
 $148.50 \times 1/2 = 74.25 \text{ m}^2$

平面図



各階平面図に以下を記入して作成してください。

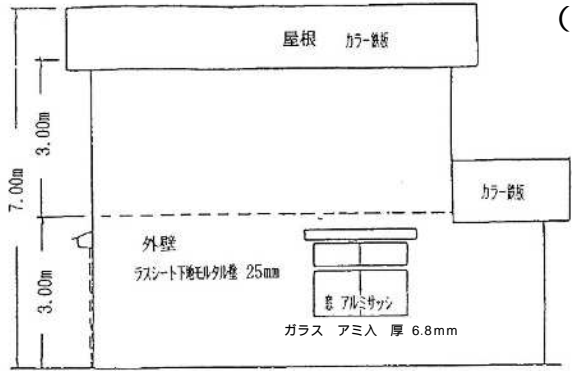
- ・各部屋の用途
- ・作業場面積算定の根拠
- ・各機械設備について、設置位置と大きさを縮尺に合わせて書き込み、番号を付けて、その詳細を16号様式その2に記入してください。

建築面積  $45.36 \text{ m}^2$   
 $5.40 \times 7.20 = 38.88 \text{ m}^2$   
 $3.60 \times 1.80 = 6.48 \text{ m}^2$

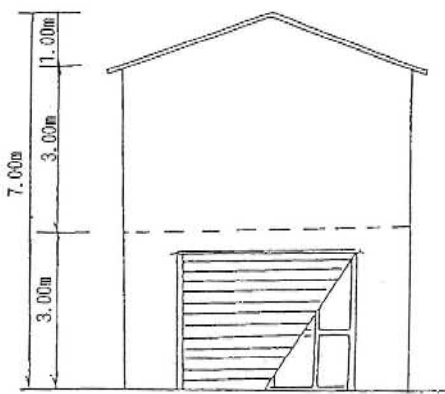
作業場面積  $38.88 \text{ m}^2$   
 $5.40 \times 7.20 = 38.88 \text{ m}^2$

立面図

( 南側 )

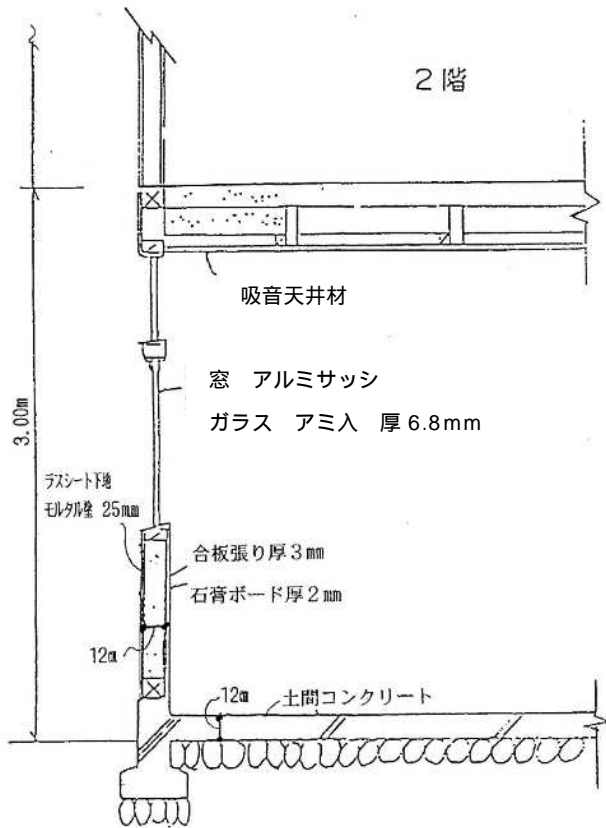


( 西側 )

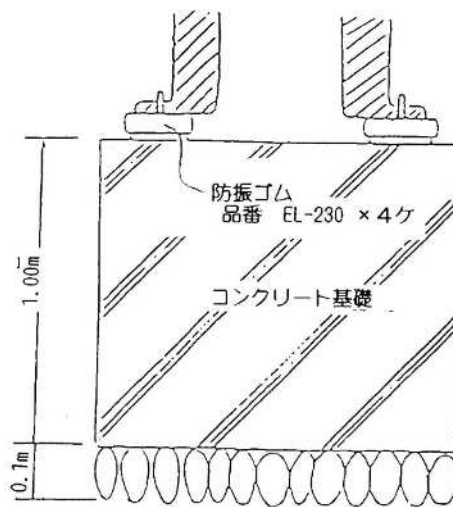
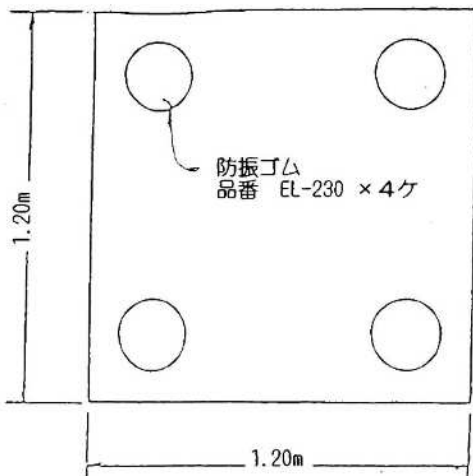


・状態が確認できる写真でも可。





・状態が確認できる写真でも可。



・状態が確認できる写真でも可。



# 9 作成例

## 自動車駐車場の場合

その2

敷地・建築物の状況	建物・施設の配置	△別紙(※※)のとおり			
	敷地面積 (㎡)	453.15㎡			
	棟の名称	機械式駐車場			
	用途	駐車場			
	階数	3層4段			
	構造	鉄骨造			
	建築面積 (㎡)				
	作業場面積 (㎡)	943.55㎡			
	主たる施設等の能力等	種類	昇降モーター	走行モーター	
		公称能力			
動力 (kW)		3.7	0.2		
台数		1	1		
別紙番号		別紙※※	別紙※※		
構造・使用の方法		△別紙(※※)のとおり			
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質		なし			
作業の方法		月極駐車場。 操作パネルによりパレットを呼び出し、パレット着床後にゲートを開き、車を入庫後にゲートを閉め、パレットを格納する。			
公害防止の方法		1 庫内でのアイドリング・ストップ実行の徹底 2 ドアの閉閉を静かに行う 3 早朝・深夜の車の出入庫は原則禁止 4 その他、近隣の迷惑となるような騒音・振動に注意する 以上について、庫内隔扉及び利用者との契約書に記載する。			

別紙2

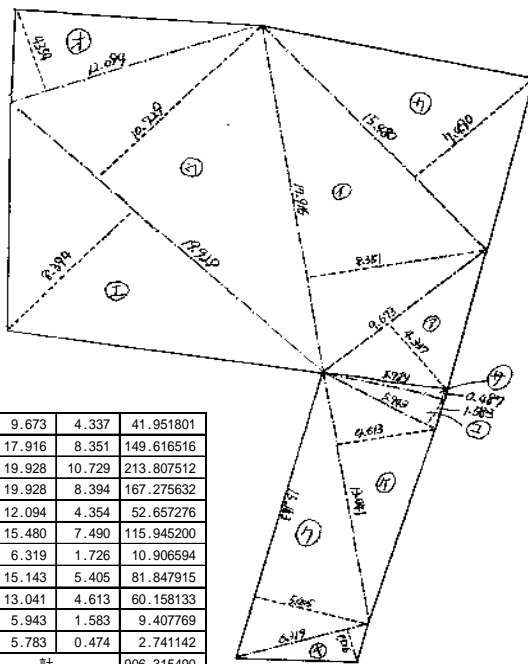
自動車駐車場									
自動車ターミナル ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド									
自動車洗車場									
収容台数・停留台数・同時給油台数・洗車台数	総数	62台	<table border="1"> <tr><td>大型車</td><td>0台</td></tr> <tr><td>中型車</td><td>62台</td></tr> <tr><td>小型車</td><td>0台</td></tr> </table>	大型車	0台	中型車	62台	小型車	0台
大型車	0台								
中型車	62台								
小型車	0台								
一日の出入台数	124台								
貨物の種類									
洗浄機の型式	原動機の定格出力								
貯蔵タンクの基数	貯蔵総量(単位) (k&t-m <sup>3</sup> )								
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等(単位)	炭化水素系物質の排出防止設備							
		設備の有無	設備の種類						
	(k&t-m <sup>3</sup> )	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他( )						
	(k&t-m <sup>3</sup> )	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他( )						
	(k&t-m <sup>3</sup> )	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他( )						
	(k&t-m <sup>3</sup> )	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他( )						
	(k&t-m <sup>3</sup> )	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他( )						

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図  
別紙図面参照。

新付する図面は下記のとおります。

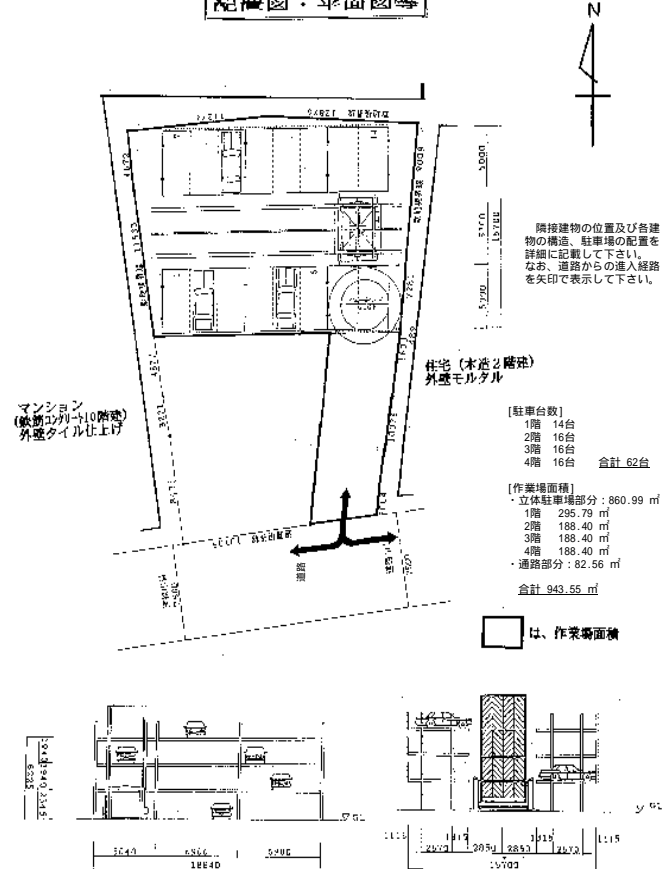
- 敷地配置図  
隣接建物の位置及び各種物の構造、駐車場の配置を詳細に記載する。自動車の通行経路を矢印で記載する。
- 敷地面積求積図  
①と兼ねてもよい。
- 駐車場の構造がわかる図面  
平面図、断面図等
- 作業場面積求積図  
②と兼ねてもよい。自動車通路部分も作業場面積に含める。
- 作動音測定値
- 設備のカタログ等

敷地面積求積図 S=1/200



ア	9.673	4.337	41.951801
イ	17.916	8.351	149.616516
ウ	19.928	10.729	213.807512
エ	19.928	8.394	167.275632
オ	12.094	4.354	52.657276
カ	15.480	7.490	115.945200
キ	6.319	1.726	10.906594
ク	15.143	5.405	81.847915
ケ	13.041	4.613	60.158133
コ	5.943	1.583	9.407769
サ	5.783	0.474	2.741142
計			906.315490
1/2			453.157745
面積(㎡)			453.16

配置図・平面図等



# 10 各種届出書の記載例

第13号様式（第38条関係）

~~工場の~~ 氏名等変更届出書  
指定作業場

令和〇年 〇月 〇日

荒川区長 殿

住所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏名 三河島ガススタンド株式会社  
代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

~~工場の~~ 指定作業場 について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第93条~~ 第93条第1項において準用する同条例第87条の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 令和〇年 〇月 〇日
工場（指定作業場）の名称	三河島ガススタンド株式会社 荒川給油所
工場（指定作業場）の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
変更の内容	変更前 代表取締役 荒川 花子
	変更後 代表取締役 荒川 太郎
変更年月日	令和〇年 〇月 〇日
変更の理由	役員改選のため
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第15号様式（第40条関係）

~~工場の~~ 承継届出書  
指定作業場

令和〇年 〇月 〇日

荒川区長 殿

住所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏名 三河島ガススタンド株式会社  
代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

~~工場の~~ 指定作業場 の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第93条第2項~~ 第93条第2項において準用する第88条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 令和〇年 〇月 〇日
<del>工場の</del> 指定作業場 の名称	三河島ガススタンド株式会社 荒川給油所
<del>工場の</del> 指定作業場 の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
被承継人	氏名又は名称 日暮里石油株式会社 代表取締役 日暮里 一郎
	住所 荒川区荒川〇丁目〇番〇号
承継の原因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 <b>合併</b> 5 分割
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「承継の原因」欄は、該当するものを  で囲むこと。

（日本産業規格A列4番）

第14号様式（第39条関係）

~~工場の~~ 廃止届出書  
指定作業場

令和〇年 〇月 〇日

荒川区長 殿

住所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏名 三河島ガススタンド株式会社  
代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

~~工場の~~ 指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第93条~~ 第93条第1項において準用する同条例第87条の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 令和〇年 〇月 〇日
<del>工場の</del> 指定作業場 の名称	三河島ガススタンド株式会社 荒川給油所
<del>工場の</del> 指定作業場 の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
廃止年月日	令和〇年 〇月 〇日
廃止の理由	移転
移転先の所在地	荒川区町屋〇丁目〇番〇号
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

## 1 1 環境確保条例に基づく指定作業場に該当する作業場（条例別表第 2）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が 20 台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に 10 台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 23 号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項及び第 4 項、第 14 条第 1 項及び第 4 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 4 項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が 100 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が 50 m<sup>2</sup>以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が 200 m<sup>2</sup>以上又は鶏の飼養規模が 1,000 羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造場
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 200 人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 24 下水処理場（下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1% 以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格 B 8201 及び B 8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m<sup>2</sup>未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で 0.1% 以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>未満のもの）を除く。）を有する事業場

- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 未満のもの及び非常用のものを除く。）ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 未満のもの及び非常用のものを除く。）ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積 0.5 m<sup>2</sup> 未満であって焼却能力が 1 時間当たり 50 kg 未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup> を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 m<sup>3</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数 300 以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

## 1 2 環境確保条例に基づく有害ガス（条例別表第 3）

- |     |                |     |              |
|-----|----------------|-----|--------------|
| 1   | 弗素及びその化合物      | 3 5 | クロロホルム       |
| 2   | シアン化水素         | 3 6 | 塩化ビニルモノマー    |
| 3   | ホルムアルデヒド       | 3 7 | 酸化エチレン       |
| 4   | メタノール          | 3 8 | 砒素及びその化合物    |
| 5   | イソアミルアルコール     | 3 9 | マンガン及びその化合物  |
| 6   | イソプロピルアルコール    | 4 0 | ニッケル及びその化合物  |
| 7   | 塩化水素           | 4 1 | カドミウム及びその化合物 |
| 8   | アクロレイン         | 4 2 | 鉛及びその化合物     |
| 9   | アセトン           |     |              |
| 1 0 | 塩素             |     |              |
| 1 1 | メチルエチルケトン      |     |              |
| 1 2 | メチルイソブチルケトン    |     |              |
| 1 3 | ベンゼン           |     |              |
| 1 4 | 臭素及びその化合物      |     |              |
| 1 5 | 窒素酸化物          |     |              |
| 1 6 | トルエン           |     |              |
| 1 7 | フェノール          |     |              |
| 1 8 | 硫酸(三酸化いおうを含む。) |     |              |
| 1 9 | クロム化合物         |     |              |
| 2 0 | キシレン           |     |              |
| 2 1 | 塩化スルホン酸        |     |              |
| 2 2 | トリクロロエチレン      |     |              |
| 2 3 | テトラクロロエチレン     |     |              |
| 2 4 | ピリジン           |     |              |
| 2 5 | 酢酸メチル          |     |              |
| 2 6 | 酢酸エチル          |     |              |
| 2 7 | 酢酸ブチル          |     |              |
| 2 8 | ヘキサン           |     |              |
| 2 9 | スチレン           |     |              |
| 3 0 | エチレン           |     |              |
| 3 1 | 二硫化炭素          |     |              |
| 3 2 | クロルピクリン        |     |              |
| 3 3 | ジクロロメタン        |     |              |
| 3 4 | 1・2 - ジクロロエタン  |     |              |

### 1 3 環境確保条例に基づく有害物質（条例別表第 4）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 P C B
- 1 0 トリクロロエチレン
- 1 1 テトラクロロエチレン
- 1 2 ジクロロメタン
- 1 3 四塩化炭素
- 1 4 1・2 - ジクロロエタン
- 1 5 1・1 - ジクロロエチレン
- 1 6 1・2 - ジクロロエチレン
- 1 7 1・1・1 - トリクロロエタン
- 1 8 1・1・2 - トリクロロエタン
- 1 9 1・3 - ジクロロプロペン
- 2 0 チウラム
- 2 1 シマジン
- 2 2 チオベンカルブ
- 2 3 ベンゼン
- 2 4 セレン及びその化合物
- 2 5 ほう素及びその化合物
- 2 6 ふっ素及びその化合物
- 2 7 塩化ビニルモノマー
- 2 8 1・4 - ジオキサン

## 1 4 指定作業場に係る規制基準（条例別表第7）

環境確保条例では、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動及び悪臭について規制基準を設定しています。ここでは、騒音と振動についてご案内します。

### 騒音（認定検査時）

（単位 デシベル）

区域の区分		時間の区分				
種別	該当地域	6時 朝	8 昼間	19 夕	23 夜間	6
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域、*第1特別地域 無指定地域	45	50	45	45	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域、*第2特別地域	55	60	55	50	
第4種地域	工業地域 *第3特別地域	60	70	60	55	

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域および第3特別地域を除く。）における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。

備考 騒音の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。

\*特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の地域をいう。

### 振動（認定検査時）

区域の区分		工場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位 デシベル)			
種別	該当地域	8時	昼間	19 夜間	8
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域		60	55	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65	60	

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域および第3特別地域を除く。）における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。

備考 振動の測定方法は、工場の振動に係る測定方法の例による。



## 15 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設

騒音規制法では著しい騒音を発生させる施設（機械設備等）を、振動規制法では著しい振動を発生させる施設を特定施設として定めており、設置にあたっては届出が必要です。

### 騒音規制法の特定施設

金 属 加 工 機 械	イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294kN（30重量トン）以上のものに限る。）
	ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
二	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） 送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
四	織機（原動機を用いるものに限る。）	
五 建設用 資材製造 機械	イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
六	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
七 木 材 加 工 機 械	イ	ドラムパーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ	砕木機
	ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
ヘ	かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
八	抄紙機	
九	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
十	合成樹脂用射出成形機	
十一	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

## 振動規制法の特定施設

一 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
二	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） （冷凍機を除く。）
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
四	織機（原動機を用いるものに限る。）
五	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
六 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
七	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
九	合成樹脂用射出成形機
十	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

令和5年3月版

# 指定作業場届出の手引き

登録(04)0142号

発行 荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係

〒 116-0002 荒川区荒川1-53-20

あらかわエコセンター

03-3802-3111 内線 485